

第4次さっぽろ子ども未来プランの改定について

1 第4次さっぽろ子ども未来プラン改定の必要性について

○第4次さっぽろ子ども未来プラン(計画期間:令和2年度～令和6年度)(以下「現計画」という)は、令和6年度をもって計画期間が満了となることから、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するため、「(仮称)第5次さっぽろ子ども未来プラン」(以下「次期計画」という)を策定する必要がある。

2 国の動きについて

1)こども基本法(令和5年4月1日施行)

○日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的に施行された。

○こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが、国や地方公共団体に義務付けられている。

○国に対し、こども施策に関する大綱(こども大綱)の策定義務を明記している。また、地方自治体に対し、こども大綱を勘案した自治体こども計画の策定を努力義務としている。

2)こども大綱(令和5年12月22日発出)

○概要

- ・こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるもの。これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化された。
- ・こども大綱により、従来の3つの大綱が1つになることから、国・地方自治体に対し、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくことを求めている。

○こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

- ・全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。

⇒「こども・若者は権利の主体である」というこどもの権利の理念が根幹となっている

○こども大綱で定めるこども施策に関する基本的な方針

- ・こども大綱では、こども・若者の権利保障や、意見の尊重、ライフステージに応じた切れ目のない支援、組織横断的な官民連携の重視などの基本的な方針を定めている。

○こども大綱で定めるこども施策に関する重要事項

①ライフステージを通した重要事項

- ・こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- ・こどもの貧困対策
- ・児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- など七つの事項

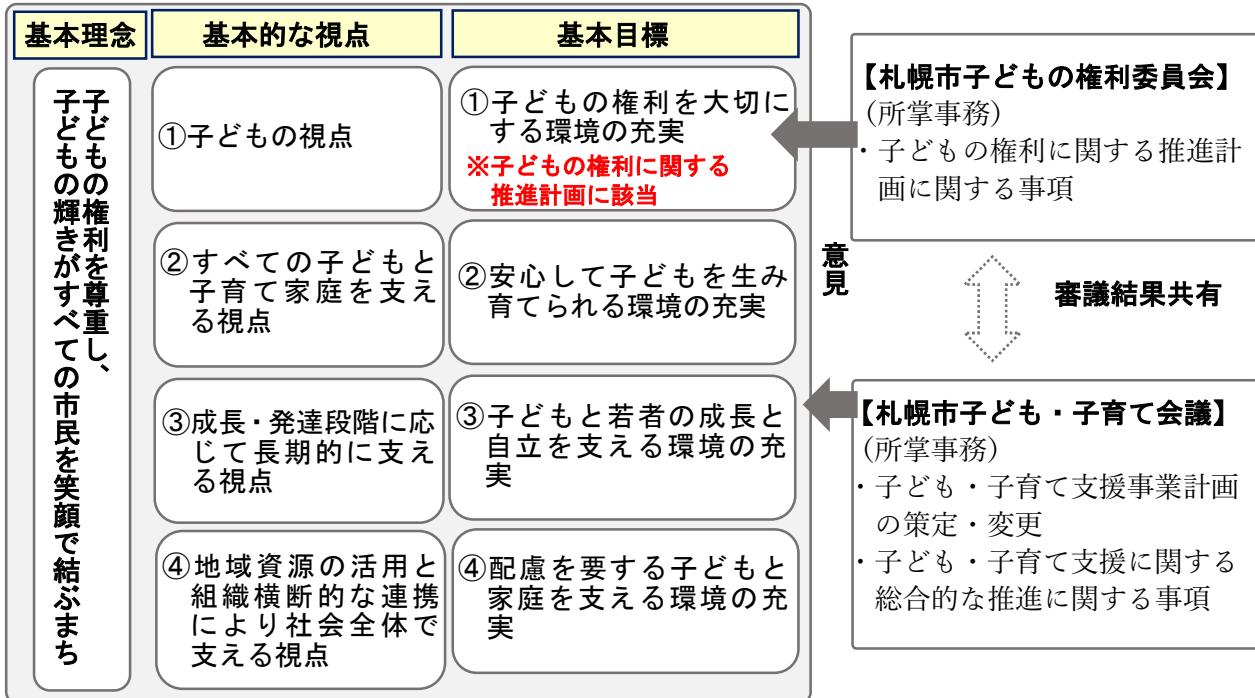
②ライフステージ別の重要事項

- ・子どもの誕生前から幼児期まで
- ・学童期、思春期
- ・青年期

③子育て当事者への支援に関する重要事項

- ・子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ・地域子育て支援、家庭教育支援
- ・共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ・ひとり親家庭への支援

3 現計画の概要



○現計画の考え方：子どもの権利の尊重のもとで、いじめや虐待などで悩み苦しむ子どもを支えることはもとより、子どもを社会の一員として尊重し、札幌の将来を担う自立した社会性のある大人への成長を支援するとともに、子どもの育ちや子育ての環境をより一層充実させていく。

○こども大綱と現計画の共通点

- ・「子どもの権利」を全体の通底理念としている点
- ・切れ目のない支援を行うという視点
- ・組織横断的な連携により社会全体で子ども・子育て世帯を支えるという視点

○現計画は、「こども大綱」の考え方を先んじて形にした計画といえる。次期計画においても、「子どもの権利」を主軸に、「こども大綱」の内容を踏まえながら、体系を組み立てていく。

4 現計画の総括(令和5年9月7日札幌市子ども・子育て会議時点)

○現計画の実施状況について、各基本目標の成果指標の達成状況を確認し、次期計画に向けた取り組みを検討していく。

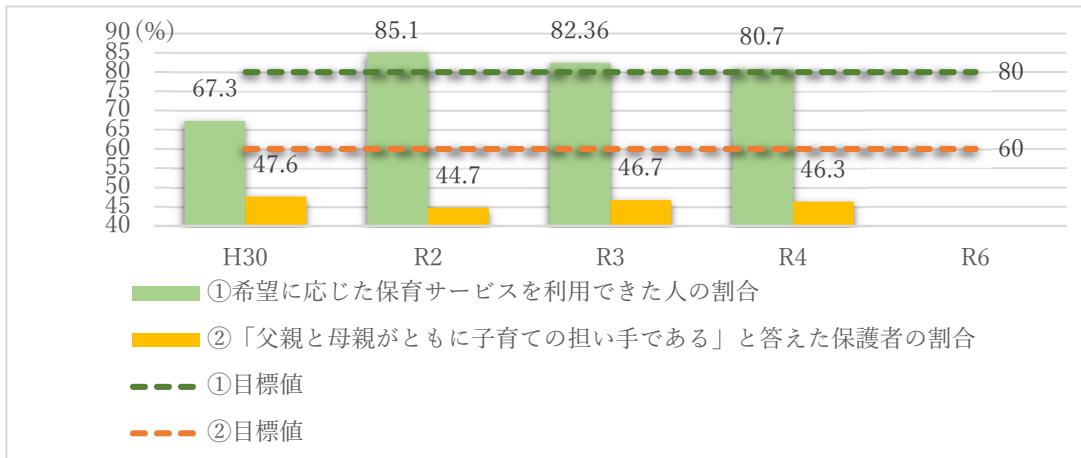
○基本目標1 子どもの権利を大切にする環境の充実



・「いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合」は、平成30年度に比べ、全ての世代で増加または横ばいであり、概ね目標値に近い数値となっている。

⇒子どもが安心して生活することができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用、不登校やその心配のある子どもを対象とした相談支援パートナーワーク体制の強化、教育支援センターでのオンラインを活用した支援や、子どもが安心して過ごせる地域の居場所へのアウトリーチなど、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援につなげる施策を一層進めていく必要がある。

○基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実



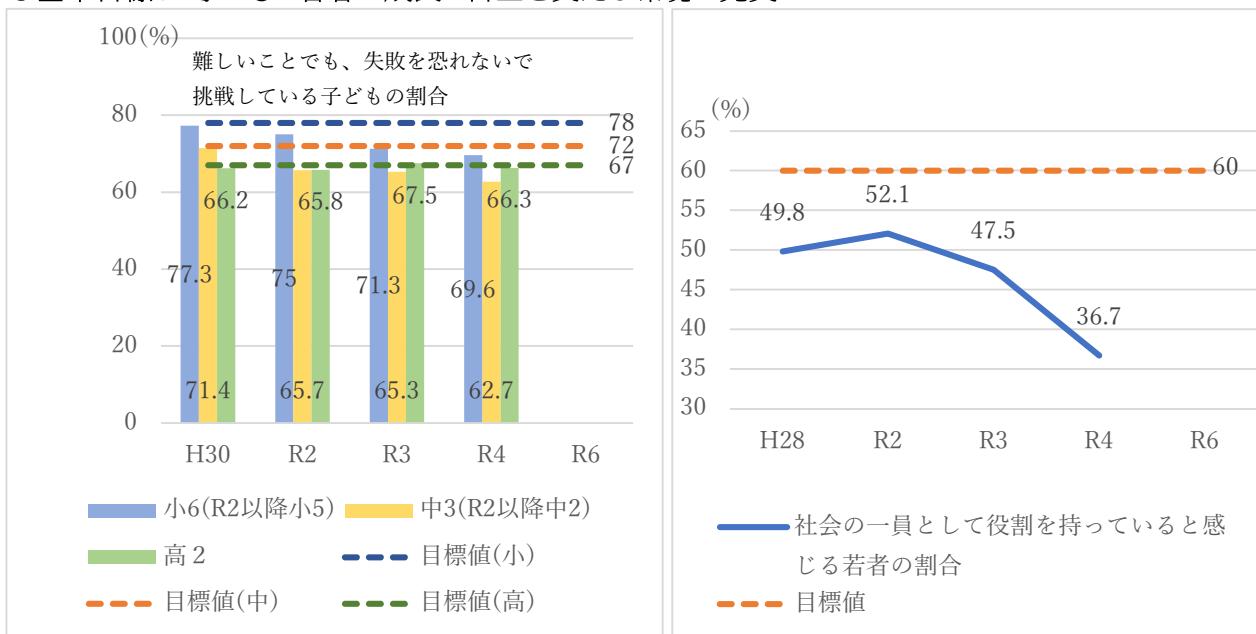
・「希望に応じた保育サービスを利用することができた人の割合」は、平成30年度からは13.4ポイント増加し、目標値を達成している。

⇒今後も、保育サービス等を着実に提供できるよう、保育の供給量や人材の確保の取組等を進め、多様化する保育ニーズに対応できる環境を整えていく必要がある。

・「『父親と母親がともに子育ての担い手である』と答えた保護者の割合」は、平成30年度から1.3ポイント減少しており、目標値まで幅がある現状。

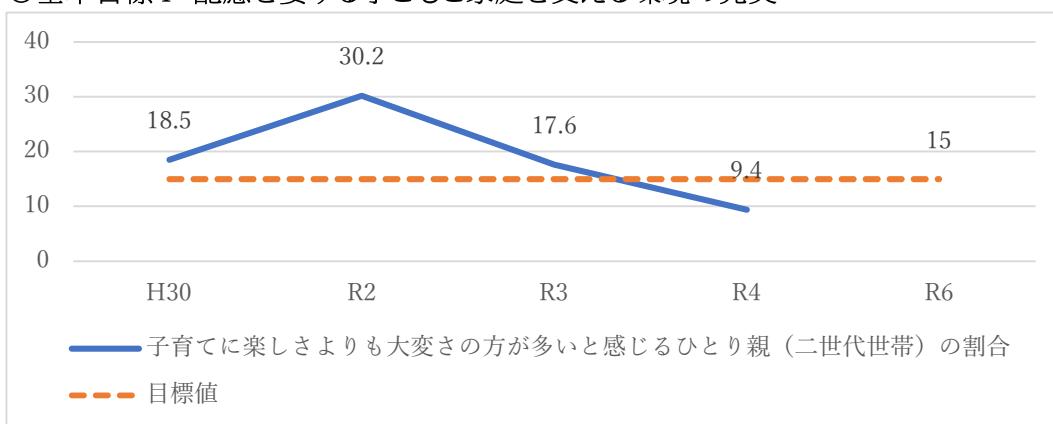
⇒男性の育児参加への意識が高まる一方で、実際に育児休業を取得する男性は急激には増加していないことが一因にあるものと考えられることから、父親の子育てに関する意識改革・啓発や、ワーク・ライフ・バランスの推進等に引き続き取り組んでいく必要がある。

○基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実



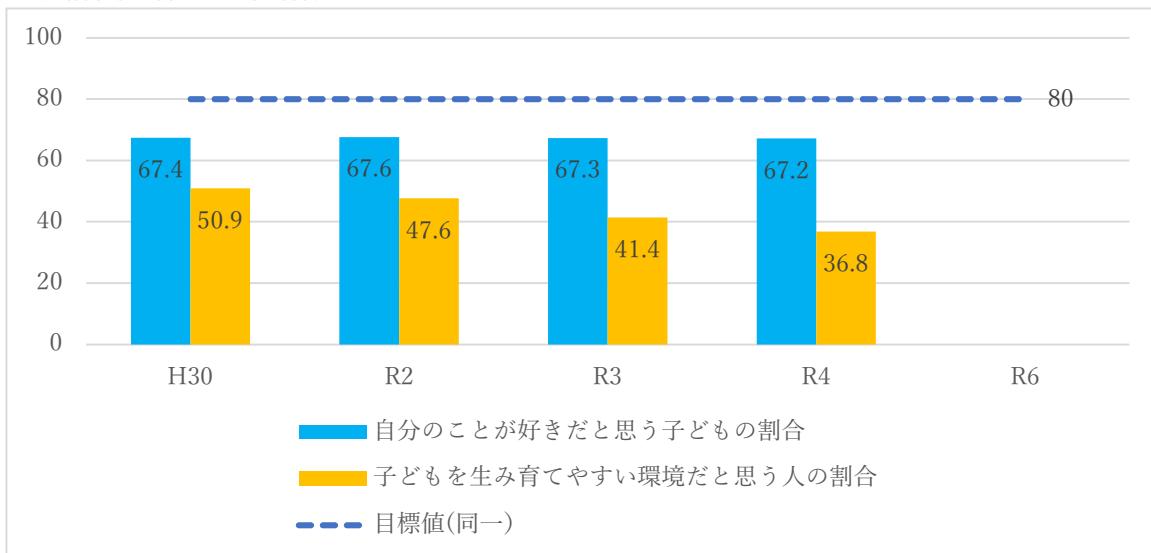
- ・「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している子どもの割合」は、全ての年代で平成 30 年度から減少またはほぼ横ばいの状況。また全ての年代で目標値を未達成。
⇒新型コロナウイルス感染症の影響があり、工夫しながら様々な学びの機会の充実に努めているものの、挑戦する機会そのものが減少してしまったことによる影響があったと考えられる。今後も学習内容や方法の工夫を行い、子どもが挑戦する機会や粘り強く取り組む機会の保障に努めていく必要がある。
- ・「社会の一員として役割を持っていると感じる若者の割合」は、前年度から 10.8 ポイント、平成 30 年度から 13.1 ポイント減少。目標値との乖離も大きい現状。
⇒新型コロナウイルス感染症の影響による様々な行動制限等があり、行事の中止、社会参加や他者との交流機会の減少などが影響していると考えられる。社会活動が再開される中、子どもや若者を対象とした参加型事業等についても再開をし、体験機会の充実に向けて取り組んでいく必要がある。

○基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実



- ・「子育てに楽しさよりも大変さの方が多いと感じるひとり親(二世代世帯)の割合」は、平成 30 年度から比べ 9.1 ポイント減少しており、目標値を達成している。
⇒本指標に関連するひとり親家庭への就労支援や、日常生活支援、学習支援など個別施策における活動指標も達成されているものがある一方で、相談窓口での受付件数など目標に満たないものもあり、引き続き支援の充実を図っていく必要がある。

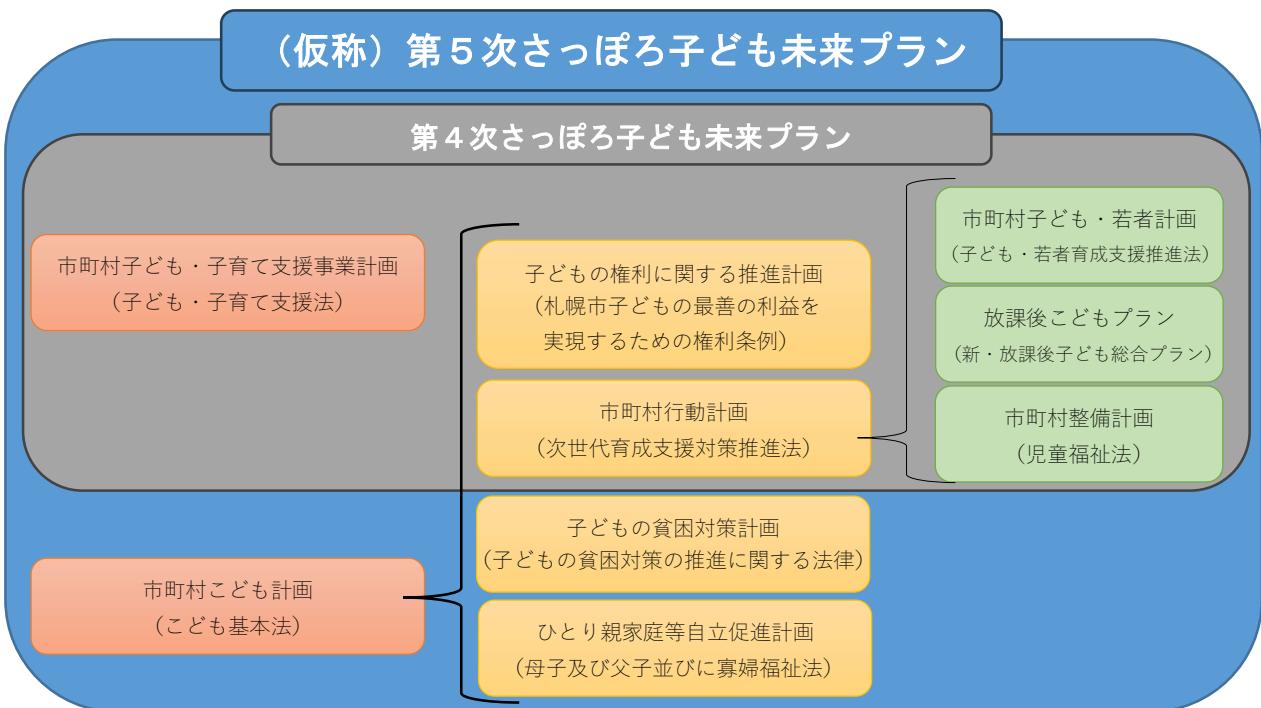
○現計画全体の成果指標



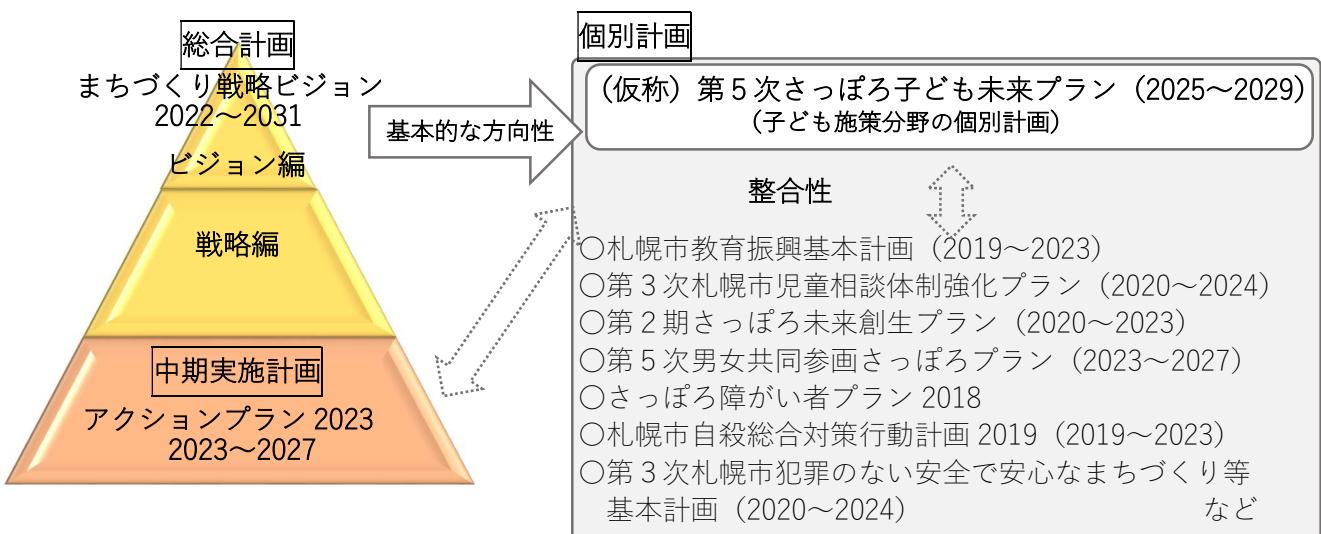
- ・「自分のことが好きだと思う子どもの割合」について、令和4年度は平成 30 年度からほぼ横ばいの状況で、目標値を未達成。
 - ⇒ 基本目標3でも考察した通り、子どもの自己肯定感を高めるため、子どもの体験や参加、意見表明の機会の確保に取り組み、子どもの意欲向上や達成経験につなげていくとともに、子どもが安心して学び、暮らせる環境づくり、いじめ・虐待など権利侵害からの救済活動の更なる充実を図っていく必要がある。
- ・「子どもを生み育てやすい環境だと思う人の割合」について、令和4年度は平成 30 年度から 14.1 ポイントの減少しており、目標値との乖離あり。
 - ⇒ 本指標には、子育て支援、雇用、職場環境、教育等様々な要因が複雑に関連しているものと考えられる。各基本目標で考察してきたとおり、保育サービスの充実やひとり親支援の充実など市民ニーズに対応できている側面がある一方で、ワーク・ライフ・バランスの推進、若者への支援策の充実などが求められる。そのため、今後、希望する人が子どもを生み育てることを選択できるよう、幅広い施策を検討していく必要がある。

5 こども基本法等を踏まえた計画の位置づけ及び計画期間

- 現計画は、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく子どもの権利推進を理念とし、「市町村行動計画」「市町村子ども・子育て支援事業計画」「子どもの権利推進計画」を合わせた計画であり、他計画も一体のものとして策定している。
- 次期計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として位置付けることとし、「こども大綱」の内容を勘案して策定する。そのため、本市の次期計画においても、子どもに関する計画を束ね一体的にこども施策を推進するため「札幌市子どもの貧困対策計画」及び「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を統合する。



- また、次期計画は「札幌市まちづくり戦略ビジョン(2022～2031)」の方向性を踏まえた子ども施策分野の個別計画と位置付ける。
- 社会情勢が目まぐるしく変化する中、5年という中期の計画期間が適当と考えられることに加え、子ども・子育て支援法にて5年を一期とする事業計画を定めるものとされているため、次期計画も5年(2025～2029)を計画期間とする。



6 改定に向けた「札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」の実施

○現計画の改定に当たり、事業量の目標設定に必要な幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状・希望を把握するとともに、市民の子育てに関する生活実態や要望・意見などを把握するために実施。

«アンケート調査»

○調査対象：住民基本台帳から無作為に抽出した、就学前児童（5歳以下）の保護者 15,000 人

○調査期間：令和5年12月11日～令和6年1月5日

○回答状況：計 5,394 件（回収率 36.0%）

○調査方法：調査票を郵送し、質問票の返送及びWEBで回答を受ける。

«札幌市の子育てに関するグループヒアリング調査»

○実施日時

保護者：①令和6年2月10日（土）、②2月11日（日）、

子育て支援者：令和6年2月17日（土）

○対象

保護者：各回 15 名を対象（①14 名、②11 名）

子育て支援者：15 名（保育士5名、幼稚園教諭4名、児童会館・民間児童育成会3名、子育て支援団体等3名）

○調査方法：付箋と模造紙、質問票を用いた「グループワークQ&A方式」にて実施

7 改定の想定スケジュール

○次期計画の内容を総合的に検討していくために、全ての審議を子ども・子育て会議の本会議で行う。

時期	審議機関	国の動き／市民意見
2023 年 4 月 12 月		<u>子ども基本法施行</u> <u>子ども大綱発出</u> 就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査
2024 年 2 月 3 月	子ども・子育て会議 ・プラン改定について ・国の動きについて ・ニーズ調査の速報値報告	グループヒアリング
6 月	子ども・子育て会議 ・ニーズ調査確定値結果報告 ・子どもまんなか実行計画について ・施策体系案の検討	<u>子どもまんなか実行計画発表</u>
8 月 9 月	子ども子育て会議 ・素案の検討	子ども向けワークショップ
11 月	子ども・子育て会議 ・計画案の検討	
12 月 2025 年 3 月	子ども・子育て会議 ・計画案の確定	パブリックコメント・キッズコメント